質 疑 回 答 書

- 1 番号 新潟市公告第264号
- 2 品名 情報系ノートパソコン

上記につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

質疑事項	回答
・規格(条件) 機器保証 「オンサイト保守による修理等を行うこと」「期間は令和5年8月1日より5年間とする」とありますが、保守期間中(令和5年8月1日より令和10年7月31日の5年間)は修理部品の提供を保証する必要があるという認識で宜しいでしょうか。	・お見込みの通りです。